

品川区乳幼児ショートステイ事業実施要綱

制定 令和4年4月1日 区長決定

要綱第133号

改定 令和5年4月1日 区長決定

要綱第120号

改定 令和8年4月1日 区長決定

要綱第 69号

(目的)

第1条 この要綱は、乳幼児（生後5日から4歳未満までの者をいう。以下同じ。）の保護者または現に乳幼児を養育する者（以下「保護者等」という。）が、疾病等により、当該乳幼児を一時的に養育することが困難になった場合に、当該乳幼児を品川区（以下「区」という。）が指定する児童福祉施設（以下「施設」という。）で短期的に養育することにより、区民の子育て支援と児童福祉の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第2条 区は、前条に規定する目的を達成するため、品川区乳幼児ショートステイ事業（以下「本事業」という。）を行う。

(事業を行う者)

第3条 区は、本事業の実施について、区長が別に定める者（以下「事業者」という。）に委託する。

(事業内容)

第4条 本事業は、保護者等が身体上、精神上または環境上の理由により、その家庭において乳幼児の養育をすることが一時的に困難になった場合に、区が施設で宿泊を伴う養育を行うものとする。

2 区は、前項の養育中において乳幼児に係る事故または病気が生じた際は、医療機関への通院その他必要と認められる処置を行うものとする。

(対象者)

第5条 本事業の対象となる乳幼児は、保護者等が次の各号のいずれかに該当し、かつ他に養育する者がいない乳幼児とする。

- (1) 疾病により入院または療養する場合
- (2) 出産により入院または療養する場合
- (3) 家族の看護・介護に従事する場合
- (4) 育児疲れ、育児不安など身体上または精神上の事由を有する場合
- (5) 冠婚葬祭等に出席する場合
- (6) 仕事において宿泊を伴う出張をする場合
- (7) 事故または災害にあった場合
- (8) その他区長が特に必要があると認められた場合

(利用期間等)

第6条 本事業を利用できる期間は、1回につき7日間までとする。ただし、区長がやむを得ない事情があると認めたときは、その期間を延長することができる。

(利用回数)

第7条 本事業の利用回数は、同一人につき、月2回以内とする。ただし、区長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(定員)

第8条 本事業の利用定員は、1日の上限数を、4名とする。

(利用の申込み)

第9条 養育を受けようとする乳幼児の保護者等（以下「申込者」という。）は、区長に対し品川区電子申請サービスによる申請（以下「電子申請」という。）を行わなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めたときは、品川区乳幼児ショートステイ利用申込書（第1号様式）により申し込むことができるものとする。

2 前項の電子申請を行う場合には、次に掲げる事項を入力しなければならない。

- (1) 申請者に関する情報（氏名、住所、電話番号、乳幼児との続柄）
- (2) 乳幼児に関する情報（氏名、性別、生年月日、体重）
- (3) 希望する利用日程

(4) 利用を希望する理由

(5) その他、区長が必要と認める事項

(利用の決定)

第10条 区長は、前条の申し込みを受け付けたときは、その内容を審査のうえ 利用の可否を決定し、利用の決定を受けた者（以下「利用決定者」という。）に対し、品川区乳幼児ショートステイ事業利用決定通知書（第2号様式）により、利用不可の決定を受けた者に対し、品川区乳幼児ショートステイ利用不可決定通知書（第3号様式）により、通知する。なお、利用決定者が利用日程を変更し、または利用を 辞退したことにより空き枠が生じた場合は、審査により 決定した優先順位に応じて利用することができるものとする。

(利用日程の変更)

第11条 利用決定者が利用の日程変更の申込みをする場合、区長に対し電子申請を行わなければならない。ただし区長がやむを得ない理由があると認めたときは、品川区乳幼児ショートステイ利用日程変更申込書（第4号様式）により申し込むことができるものとする。

2 前項に規定する日程変更の申し込みは、第10条の規定により決定された日程の範囲内で行うものとする。

3 第1項の申し込みを電子申請により行う場合は、次に掲げる事項を入力しなければならない。

(1) 利用決定者に関する情報（氏名、電話番号、住所）

(2) 乳幼児に関する情報（氏名、性別、生年月日）

(3) 入所予定の施設

(4) 利用予定日程

(5) 変更希望日程

(6) 変更理由

(7) その他、区長が必要と認める事項

4 区長は、第1項の申し込みを受けたときは、その内容を審査の上、品川区乳幼児ショートステイ利用日程変更・取り消し通知書（第5号様式）により、利用決定者に通知する。

(利用の辞退)

第12条 利用決定者が本事業の利用を辞退する場合には、直ちに 区に申し出なければならない。ただし、利用決定者が申し出をしようとする場合において、当該期日が土、日、祝日または12月29日から1月3日に該当するときは施設に直接辞退の申し出を行うものとする。

2 前項の規定により申し出を受け付けた施設は、速やかに区へその旨を報告しなければならない。

(利用の制限)

第13条 区長または施設管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、事業の利用を拒むことができる。

- (1) 施設管理上支障があるとき。
- (2) 利用する乳幼児またはその乳幼児と同居する者が感染症等の疾患を有し、または有するおそれがある場合
- (3) その他、施設の利用を不相当と認めるとき。

2 前項の規定により利用の制限を行った施設管理者は速やかに区へその旨も報告を行わなければならない。

(利用の取り消し)

第14条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設の利用を取り消すことができる。

- (1)利用の決定を受けた乳幼児またはその保護者等が、利用の目的に反した行為をしたとき。
- (2)利用の決定を受けた乳幼児またはその保護者等が、施設管理者の指示に従わなかったとき。
- (3)事故、災害その他の理由により、乳幼児を施設で養育することができなくなったとき。

2 前項の規定による取り消しを行った場合は、品川区乳幼児ショートステイ利用日程変更・取り消し通知書（第5号様式）により、利用決定者に速やかに通知する。

3 前条第1項の規定による利用の制限を受けた場合は、前項の規定を準用して通知を行う。

(利用料)

第15条 利用決定者は、利用を開始する日の前日（当該期日が土日祝日または12月29日から1月3日までに該当する場合にあっては前営業日を含む。以下「利用開始日の前

日」という。)の午後5時までに、別表に掲げる利用料(以下「利用料という。)を区長に支払うものとする。

(利用料の還付)

第16条 利用決定者が、利用料を納付した後に第11条第3項に規定する利用日程の変更決定がなされた場合または第12条第1項の規定に基づく利用の辞退を行った場合もしくは区が第13条第1項の規定に基づく利用の制限または第14条第1項の規定に基づく利用の取り消しを行った場合は、次の各号に従い利用決定者が納付した利用料を還付するものとする。

(1) 利用料を納付した後に第11条第3項に規定する利用日程の変更決定がなされた場合による利用料の還付を行うにあたっては、変更前後における差額分に相当する利用料を還付する

(2) 第12条第1項に規定する利用の辞退による利用料の還付を行うにあたっては、以下に規定する額を還付する。

ア 利用開始日の前日の午後5時までに辞退の申し出をした場合 利用料の全額

イ 利用開始日の前日の午後5時から利用を開始する当日の利用開始時刻までに 辞退の申し出をした場合 1日分の利用料を控除した利用料

(3) 第13条第1項に規定する利用の制限または第14条第1項に規定する利用の取り消しによる利用料の還付を行うにあたっては、すでに利用した日数分の利用料を控除した利用料を還付する。

(損害の賠償)

第17条 乳幼児の保護者等は、利用中に乳幼児が施設の建物、附帯設備等を滅失し、またはき損した場合に、相当と認められる額を事業者に賠償しなければならない。

(事故等の対応)

第18条 事業者は、本事業の実施に係る事故が発生した場合は、区長に報告を行う。

(報告)

第19条 区長は、事業者に対し、必要に応じ施設の利用状況等について報告を求めることができる。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の適用に必要な事項は、子ども未来部長が別に定める。

別表 利用料（第15条関係）

利用者の世帯	<u>乳幼児ショートステイ事業の利用料</u> <u>（1日当たり）</u> <u>※利用時間の長短を問わず、日額料金が</u> <u>発生する。</u>
1 生活保護受給世帯等	0円
2 住民税非課税世帯（1の者を除く。）	1,500円
3 上記以外の世帯	3,000円

付 則

- 1 この要綱は令和8年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の適用の日以後の乳幼児ショートステイの利用について必要な手続きは、同日前にも行うことができることとする。